

管理計画改定に伴う今年度実施調査（予定）

北海道地方環境事務所では、以下のような事項について、関係行政機関へのヒアリング、関係資料の収集、他公園における対応事例の把握等を行い、利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の改定にあたり参考にしていく予定。

（１）風致景観に関する事項

- ・道路に付随する構造物に関する景観対策
- ・風力発電施設に関する景観対策
- ・携帯電話用施設（アンテナ等）に関する景観対策
- ・公園内の工作物のライトアップやイルミネーションへの対応

（２）生態系への配慮に関する事項

- ・外来生物の侵入対策、防除方法
- ・ペットの持ち込みや野生動物への餌付けへの対処
- ・法面緑化、跡地緑化等に関する工法及び緑化材

（３）公園利用施設に関する事項

- ・登山道や利用拠点における案内標識、解説標識等の設置基準
- ・同一国立公園内の施設に関する統一デザインの考え方